

厚生年金関係の主な変更事項

平成25年7月1日施行

・専業主婦・主夫年金の改正

原則として20歳から60歳までのすべての方が国民年金に加入することになっていますが、会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦（専業主夫）：第3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫（妻）が退職したときや、妻（夫）自身の年収が増えたときなどは、届出（第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの届出）をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。このような方が手続き（特定期間該当届の提出）をすれば、「未納期間」を年金を受けとるための「受給資格期間」に算入できるようになりました。

平成25年8月1日施行

・公務員の恩給期間に係る給付について、本人が実際に負担した保険料が負担すべき保険料より少なかったことから、27%引下げられました。

平成25年10月1日施行

・年金額の特例水準（物価の下落により下げるべきであったが下げなかった2.5%）について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する。

- ① 平成25年10月 ▲1.0%
- ② 平成26年4月 ▲1.0%
- ③ 平成27年4月 ▲0.5%

・年金と連動して同スライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準（1.7%）についても、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。

- ① 平成25年10月 ▲0.7%
- ② 平成26年4月 ▲0.7%
- ③ 平成27年4月 ▲0.3%

平成26年4月1日施行

- ・厚生年金、健康保険、介護保険について、産休期間中の保険料免除を行う。今後、国民年金でも同様の措置を検討します。育児休業期間中と同様に扱う。育児休業終了時の月額変更の特例についても、産休期間終了時に同様に扱う。
- ・母子家庭に限られていた遺族基礎年金を父子家庭へも支給する。

平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

・手続きをすれば、本来はさかのぼって納付することができなかった期間（最大10年分）の保険料を納付することができるようになります（これを「特例追納」といいます）。保険料を納めれば、納付した額に応じて老齢基礎年金の年金額が増えます。

【特例追納の対象となる期間】

- ① 特例追納をする時点で60歳以上の場合・・・50歳以上60歳未満の期間
- ② 特例追納をする時点で60歳未満の場合・・・納付をする時点から過去10年以内の期間

平成27年10月1日施行

- ・年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。（消費税10%とセット）
- ・被用者年金制度の一元化
 - ① 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
 - ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
 - ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、厚生年金の保険料率（平成29年に上限18.3%）に統一する。
 - ④ 厚生年金事業の実施に当たっては、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
 - ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- ・年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う。（消費税10%とセット）

所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。→ 対象者：約500万人

平成28年10月1日施行

- ・次の要件に該当する短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。
 - ① 週20時間以上
 - ② 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）
 - ③ 勤務期間1年以上
 - ④ 学生は適用除外
 - ⑤ 従業員501人以上企業が対象
- ・厚生年金の標準報酬月額に、98,000円の等級の下に、新たに88,000円の等級（93,000円未満）が設定される。